

独立行政法人航海訓練所
平成24年度業務実績評価調書

平成25年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成24年度業務実績評価：航海訓練所

業務運営評価（個別項目ごとの評定）

項目		評定	評定理由	意見
第2期中期計画	平成24年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
(1) 組織運営の効率化の推進	(1) 組織運営の効率化の推進		(1) 組織運営の効率化の推進	
<p>「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」、総務省の「独立行政法人航海訓練所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び国土交通省成長戦略を踏まえ、船員の確保・育成のための基盤整備を図るとともに、より効率的な組織体制を確立する。</p> <p>内航海運業界から要請の強い内航用練習船を導入することにより、座学教育を担う船員教育機関15校（以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練のあり方を全般的に見直すとともに、要員の縮減等を含む適切な航海訓練体制を整備する。</p>	<p>内航用練習船就航後における、船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校並びに独立行政法人海技教育機構の海上技術学校等8校、以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練を全般的に検証する。</p> <p>また、内航船員養成に特化する内航用練習船と他の練習船との訓練分担を踏まえ、内航用練習船による訓練内容を整理するとともに、航海訓練業務の合理化により、他の練習船よりも少ない要員計画を策定する。</p>	A	<p>内航用練習船の建造を開始している。また、その導入に向け、各練習船における訓練の分担や航海規模など、全般的な検証を行っている。</p> <p>内航船が頻繁に航行する海域を訓練海域とした航海訓練の実施を検討し、練習船隊5隻体制による航海訓練を計画している。</p> <p>内航用練習船について、船体の小型化及び訓練業務の合理化により、他の練習船よりも少ない要員計画を策定している。</p>	
(2) 人材活用の推進	(2) 人材活用の推進		(2) 人材活用の推進	
<p>航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、船員教育機関、海運会社等との連携強化による、教育訓練の質の向上とその効率的な実施、及び海事関連行政機関の知見活用による、組織の一層の活性化を図るため、これらの機関等との人事交流の推進を図る。具体的には、期間中に200名程度の人事交流を実施する。</p> <p>また、職員採用について、必要な要</p>	<p>船員教育機関、海運会社、海事関連行政機関等と期間中に40名程度の人事交流を実施する。</p> <p>また、職員採用について、内航海運、外航海運等からの採用ルートの拡大に引き続き努める。</p>	A	<p>国土交通省、船員教育機関、地方公共団体、民間船社等と71名の人事交流を行い、各機関との連携の強化及び知見の活用に努めている。</p> <p>特に、民間船社からの教官派遣では、外航海運の実態等に関する知見を活用し、航海訓練の充実を図るとともに、社船実習の充実のため派遣職員に教育訓練手法を教授している。</p>	

<p>員を安定的に確保するため関係機関等との連携強化を図り、採用ルートの拡大に努める。</p>		(A)	<p>また、海技教育機構からの教官派遣を受け、座学と訓練の一貫した効果的な教育手法の検討を始めている。</p> <p>船員確保が厳しい状況の中、教官等の不足による訓練の質の低下を防ぐため、水産系や調理師学校から採用するなど、職員の確保に引き続き努めている。</p>	
<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① 一般管理費について、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する。</p> <p>② 業務のアウトソーシング</p> <p>海運業界をはじめとする関係団体等からの講師派遣による、関連業界の現状の講話等、民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図るほか、海事英語訓練の一部を外部委託し、民間開放を継続する。</p> <p>③ 航海訓練のあり方を全般的に見直すことと併せ、航海訓練業務の効率化を図る。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成24年度予算(対前年度比3%減)を抑制する。</p> <p>② 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成24年度予算(対前年度比1%減)を抑制する。</p> <p>③ 海運会社、関連団体等から講師派遣を受けた海運業界の現状に係る講話、海事英語訓練の一部を外部委託する等の民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図り、民間開放を継続して実施する。</p> <p>④ 社会状況等に応じた航海訓練のあり方を見直し、管理部門の簡素化、契約監視委員会による契約の適正化等を進め、業界ニーズを反映した航海訓練業務を効率的に実施する。</p>	A	<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p> <p>燃料油高騰への対応として、支出の工夫と経費節減により、航海訓練の質の維持に努めている。</p> <p>一般管理費及び業務経費については、競争入札の徹底、光熱水料金等の節減、ネットワークシステムのクラウド化及び港湾諸経費の節減等により、対前年度比で、一般管理費約6%(2,801千円)及び業務経費約3%(6,399千円)を抑制している。</p> <p>業務のアウトソーシングでは、海運業界からの講師派遣による「海運ガイダンス」及び「特別講義」の実施、外部委託による海事英語訓練の実施により、航海訓練業務の充実を図っている。</p> <p>社会状況等の変動に対応するため「航海訓練のあり方検討ワーキンググループ」を立ち上げ、管理部門の簡素化、航海訓練のあり方について見直し・検討を行うとともに、実習方法の共有化や物品調達方法の見直しなど航海訓練業務の効率化に努めている。</p>	

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
(1) 航海訓練の実施	(1) 航海訓練の実施		(1) 航海訓練の実施	
<p>(a) 三級海技士養成</p> <p>三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実を図る。</p> <p>① 船舶運航及び船員に関する管理能力向上のための実務訓練</p> <p>② 実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練</p> <p>③ SOLAS条約、ISMコード、ISPSコード等、安全・環境及び船舶保安に係る国際的動向に対応した訓練</p> <p>また、海技者に必要とされる能力を速やかに把握し、その能力を習得させるための訓練の実施を検討する。</p> <p>平成21年度から開始された社船実習制度の一層の円滑な実施に寄与するとともに、役割分担を踏まえた練習船が担う訓練内容の充実・強化を図る。</p>	<p>(a) 三級海技士養成</p> <p>日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力を強化するため、以下の取組を実施する。</p> <p>① 船舶運航の基礎訓練を充実するとともに、STCW条約のマニラ改正に対応するため、ブリッジ・リソース・マネジメント（BRM）訓練、電子海図情報表示システム（ECDIS）訓練、エンジンルーム・リソース・マネジメント（ERM）訓練に関して、これまでの検討結果を踏まえたカリキュラムの改訂に取り組む。</p> <p>② 船舶運航における実践的コミュニケーションに重点をおいた海事英語訓練を行う。</p> <p>③ SOLAS条約*1、ISMコード*2、ISPSコード*3等の国際条約に関する知識を高めるための訓練を行う。</p> <p>社船実習制度に関して、海運会社との連携を強化することにより、練習船実習の指導内容の充実を図る。また船員教育機関（三級海技士養成）との連携により、学生の海技士国家試験の合格率が80%以上となるこ</p>	A	<p>(a) 三級海技士養成</p> <p>日本人海技者に求められる「外国人船員指揮監督能力」及び「国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力」を強化するため、以下の取組を実施している。</p> <p>① 船舶運航の基礎訓練を充実させるため、航海当直における見張りや船位決定など単独航海当直時に必要な技能の習得、実習生に主体性を持たせた積極的な実習展開に努めている。また、船社派遣職員の知見を活用した外国人指揮監督能力向上のための実習訓練の強化を図っている。</p> <p>STCW条約マニラ改正（2017年1月完全実施）に対応するため、BRM訓練、ERM訓練、ECDIS訓練に関し、カリキュラムを改訂し実習指導要領に反映させている。</p> <p>② 航海当直、出入港作業、船舶間通信など全実習期間を通して、英語によるコミュニケーションを行うことにより専門用語を理解させるなど実践的な海事英語訓練を行っている。また、外部委託により外国人講師とのロールプレイによる訓練を行っている。</p> <p>③ 国際条約に関する知識を高めるため、SOLAS条約に規定する操練を実習生自身に立案させようでの模擬操練の実施、実際の安全管理マニュアルで使用しているチェックリストを利用した安全管理への意識付け、外来訪問者の舷門におけるセキュリティチェックの体験など、実践的かつ</p>	<p>○国際条約改正に伴ったカリキュラム改訂、海運会社との連携強化など様々な取組を行ない船員の技能向上に努めている。</p>

	<p>とを目指す。</p> <p>(参考)</p> <p>*1 SOLAS条約：海上における人命の安全のための国際条約 The International Convention For the Safety of Life at Sea 国際海事機関（IMO：International Maritime Organization）において、1914年に締結された船舶の安全措置等の技術基準を定めた条約。数度の改正を経て、現在の条約は、技術的安全要件の確実な実施を図る目的で1974年採択された。</p> <p>*2 ISMコード：国際安全管理コード International Safety Management Code 人的ミスによる事故を未然に防ぐため、ソフト面での安全対策を充実・強化することを目的として1993年にIMOにて採択され、1994年にSOLAS条約に新たに追加された。</p> <p>*3 ISPSコード：船舶と港湾の国際保安コード International Ship and Port Facilities Security Code 船舶と港湾施設が協調して、テロ行為などの保安に脅威を与えることを阻止することを目的として、2002年に改正SOLAS条約としてIMOにて採択された。</p>	<p>(A)</p>	<p>効果的な実習訓練を行っている。</p> <p>④ 社船実習と練習船実習の一貫性のある航海訓練実施のため、社船実習修了者へのアンケートにより把握した航海訓練の改善点をQSSマネジメントレビューで検討、実習訓練に反映し、充実を図っている。 海技士国家試験について、独自作成の標準問題集を活用した指導及び模擬口述試験を行っている。</p>	
<p>(b) 四級海技士養成</p> <p>四級海技士養成にあつては、内航用練習船を活用して、若年船員の即戦力化、安全運航及び環境保護に係る能力強化を目的として訓練を抜本的に見直し、</p>	<p>(b) 四級海技士養成</p> <p>若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力の強化を推進した即戦力化を図るため、以下の取組を実施する。</p>	<p>A</p>	<p>(b) 四級海技士養成</p> <p>若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力強化と即戦力化を図るため、以下の取組を実施している。</p>	

<p>訓練内容の充実を図る。</p> <p>具体的には、導入する内航用練習船での訓練を、内海等を主たる海域として実施することが可能となること等を踏まえ、他の練習船での訓練と適切に組み合わせ、新たな内航船員養成訓練プログラムを策定する。</p> <p>そのプログラムにおいて、内航用練習船の活用により、内航船の常用する航路での当直業務、錨の揚げ下ろしを含む、出入港業務に係る訓練等の充実を図ることに重きを置く。</p> <p>これらにより、業界の求める、就職後の早期に単独で業務を担える能力を養成する訓練の実施に努める。</p> <p>また、内航海運が国内輸送を担う基幹産業であること、さらにモーダルシフトを担う、環境にやさしい大量輸送機関として期待されていること等、その社会的な意義や役割を理解させたい。その海運を支える船員としての職業意識及び責任感・自立性の涵養を図る。</p> <p>これら訓練の充実にあっては、内航船が少人数で、しかも高齢化した船員により運航されている環境を実習生に認識させ、就職後の環境順応能力を高めるため、幅広い年齢層の、練習船乗組員を活用する。</p>	<p>① 新たに策定した内航船員教育訓練プログラムを試行するとともに、船員教育機関等と連携した作業部会を引き続き開催し、試行結果を基に同プログラムの見直しを行う。</p> <p>② 単独で航海当直や出入港時の機器が操作できる能力の強化を目指した訓練を行い、個々の能力を向上させる指導要領を作成する。</p> <p>③ 大成丸代船建造調査委員会の最終とりまとめにおいて示された海運業界が求める内航船員像を踏まえ、職業意識及び責任感・自立性を身に付けさせる指導を行う。また船員教育機関（四級海技士養成）との連携により、学生・生徒の海技士国家試験の合格率が75%以上となることを目指す。</p>	<p>(A)</p>	<p>① 内航船員教育訓練プログラムの試行結果について、内航船社からの外部委員を含めた作業部会にて意見交換を行い、単独航海当直に必要な基礎知識・技能などの習得を目指した訓練の実施など、速やかに実習訓練の改善に努めている。</p> <p>② 航海・機関の専門知識技能の深度化を図り、基礎的な知識技能の習得に加え、実習生主体による航海当直や出入港時の機器操作などを通じて、実習生に責任を持たせた実習を積極的に行うとともに、個々の能力を向上させるための指導要領(案)を作成している。</p> <p>③ 内航船員としての職業意識及び責任感・自立性を身に付けさせるため、内航船の実態に合わせた夜間や早朝の仮泊・抜錨及び通狭、停泊当直における年長の乗組員とのコミュニケーションを体験させるとともに、社会人としての立ち居振る舞いや船内規律の遵守などについて積極的に指導を行っている。</p> <p>海技士国家試験について、独自作成の標準問題集を活用し、口述試験に必要な基礎知識に関する講義や演習を行っている。</p>	
<p>(c) その他の航海訓練の実施</p> <p>その他の航海訓練の実施にあっては、海運業界をはじめとする関係団体等の要望に柔軟に対応して訓練を実施し、それぞれに設定した実習の目的を達成できるように訓練内容の充実を図る。</p>	<p>(c) その他の航海訓練の実施</p> <p>六級海技士養成では、内航海運業界が要望する養成規模に応えつつ、短期間で航海当直能力を付与・向上させるための訓練を実施する。</p>	<p>A</p>	<p>(c) その他の航海訓練の実施</p> <p>六級海技士養成では、船橋航海当直に関する能力を効果的に養成するため、操船シミュレータを活用した沿岸航海当直に必要な技術の習得訓練、海図及び用具の取扱やレーダによる船位決定法の習得訓練を行っている。</p>	

<p>(d) 実習生の適正な配乗計画</p> <p>船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、社船実習制度における第三者委託及び外国人学生に対する訓練要請等を踏まえるとともに、その養成目的及び関係法令の要件等に基づき、効果的・効率的な配乗を計画する。また、船員教育機関等の養成定員、受託員数等の変更に応じて、実習生の受入計画及び配乗計画の見直しを検討する。</p>	<p>(d) 実習生の適正な配乗計画</p> <p>船員教育機関等からの委託員数を踏まえ、当該年度の計画に基づき実習生を配乗する。また、実習生の配乗計画について見直し・改善を図り、効果的・効率的な次年度の計画を策定する。</p>	<p>A</p>	<p>(d) 実習生の適正な配乗計画</p> <p>実習生乗船率が約90%となる中、各船の配乗人数を調整し可能な限り配乗の過密度を緩和する等により、一層効果的な航海訓練が実施できるよう努めている。</p> <p>前年度の配乗に係る見直し・改善点、タービン船実習の終了及び高専生の短期実習の導入を踏まえ、効果的・効率的な平成25年度受入計画を策定している。</p>	
<p>(e) 訓練の達成目標</p> <p>船員教育機関及び海運業界との連携により、海運業界が求める船員像に係る資質の涵養及びニーズを反映した実習生の知識及び技能レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。</p>	<p>(e) 訓練の達成目標</p> <p>以下の訓練に重点を置き、全員の訓練課程の修了を目指す。</p> <p>① 海運業界が求める船員像に係る資質の涵養</p> <p>② 国際条約等に基づく知識及び技能レベルの習得</p>	<p>A</p>	<p>(e) 訓練の達成目標</p> <p>船員としての資質の涵養、国際条約等に基づく知識及び技能レベルの習得について、以下の訓練を実施し、三級海技士養成271名、四級海技士養成314名が訓練課程を修了している。実習修了率は99.7%と高率を維持している。</p> <p>① 海運業界が新人船員に求めるニーズに応える取組みとして、船内生活及び実習場面を通じて、新人船員として必要な積極性、忍耐力、責任感、コミュニケーション能力などの資質の涵養を図るとともに、安全管理マニュアル等の活用により安全意識の向上及びリーダーシップの育成に努めている。</p> <p>② STCW条約に対応したカリキュラムに基づく訓練項目について、評価の比較や公平性の観点からGPA制度による評価を行い、実習生各自が必要なレベルに達していることを確認している。</p>	

<p>(f) 運航設備・訓練設備等の整備</p> <p>① 練習船の安全運航の確保、環境保護の強化等に対応するため、練習船の保守整備、機器更新、老朽化対策等、及びSOLAS 条約において義務付けられる機器整備を実施する。 ア 日本丸大規模修繕 イ 環境保護対策設備改 ウ レーダー更新 エ 無線・情報通信設備更新 オ 船橋当直者警報装置の整備</p> <p>② 改正STCW条約マニラ改正によって強制化される訓練、すなわち電子海図取扱訓練、船橋及び機関室内の資源管理に係る訓練を、効率的・効果的に実施するため、電子海図訓練装置、操船シミュレータ、エンジンルームシミュレータ等の訓練機材の導入を図る。</p> <p>③ 社会環境の変化及び運航技術の革新に合わせた航海訓練が可能となるよう、運航設備・訓練設備等の更新整備を計画的に実施する。</p> <p>④ 操船シミュレータ訓練及びエンジンルームシミュレータ訓練の実施にあたっては、同訓練の指導に携わるインストラクタの養成及び訓練プログラムの充実を図り、航海訓練の質の向上を図る。</p>	<p>(f) 運航設備・訓練設備等の整備</p> <p>① 練習船の安全運航の確保、環境保護、国際条約等への対応のため、以下の所要の工事を実施する。 ア. 日本丸大規模修繕の一部 イ. 国際条約で新たに義務づけられた船橋当直者警報装置の新設 ウ. レーダ等機器更新</p> <p>② 操船シミュレータ、エンジンルームシミュレータの訓練機材の仕様を引き続き検討する。</p> <p>③ 内航用練習船に搭載する運航設備、訓練設備・機材等について、社会環境の変化及び運航技術の革新に合わせて選定する。</p> <p>④ シミュレータ訓練について、訓練プログラムの充実と職員間における共有化とともに、4名程度のインストラクタの継続的な養成を図る。</p> <p>⑤ 船舶運航の安全、環境保護、船員の資格等に関する国際条約の内容を取り入れた教科参考資料等を引き続き作成する。</p>	<p>A</p>	<p>(f) 運航設備・訓練設備等の整備</p> <p>① 練習船の安全運航の確保及び環境保護への対応を維持するため、全練習船の法定検査を実施するとともに、日本丸の大規模修繕工事、国際条約で義務づけられた船橋当直者警報装置の新設及び青雲丸のレーダ更新を行っている。</p> <p>② 操船シミュレータについて、施設見学や情報収集などを行い、次年度において具体的な仕様検討を行うための準備を行っている。 また、エンジンルームシミュレータについて、多人数訓練に適した規模とするよう仕様の検討を始めている。</p> <p>③ 内航用練習船に搭載する運航設備、訓練設備・機材等について、一般的な内航船の設備に加え、少人数グループによる基礎的の反復訓練を考慮した訓練設備、業界の要望に応えたバラスト調整の実習が可能な装置の導入を決定している。</p> <p>④ シミュレータ訓練について、インストラクタ用訓練プログラムの作成・共有化、各船統一した実習方法の確立により、訓練の充実強化を図っている。 また、海技大学校との人事交流や大成丸オンボード操船シミュレータを活用して4名のインストラクタを養成している。</p> <p>⑤ 教科参考資料について、国際条約の改訂内容を取り入れ、編集・改訂作業を実施している。</p>	
---	---	----------	---	--

<p>(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化</p> <p>海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間20回程度開催すること等により、これらの業界、機関等からの初級船舶職員に要求される知識・技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携強化により、航海訓練の質を向上させる。</p>	<p>(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化</p> <p>海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間20回程度開催する。また、海運業界等の関係者が航海訓練の現場を視察する機会を設ける。</p> <p>船員教育に関する会議等に参画し、船員教育機関及び海運事業者等のニーズ、求められる船員像等に関する意見を航海訓練に反映する。また、国土交通省の「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」の検討結果を踏まえ、海運業界をはじめとした関係者との連携をより強化し、航海訓練の質の向上に努める。</p>	<p>S</p>	<p>(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化</p> <p>船員教育機関、海運業界、行政関係者との意見交換等（計39回）や海運業界等の関係者による練習船視察会（8回）を通して、意見交換やニーズの把握を行い、各船の実習訓練に反映している。</p> <p>船員教育に関する国際会議や民間海事団体が主催する会議に参画し、船員・船舶等の最新の動向、求められる船員像等の業界のニーズを的確に把握し、各船の実習訓練に反映している。</p> <p>外航船社の実務担当者との社船実習に関する意見交換及び船員教育機関との協議会等における意見交換を行うことにより、得られた意見を速やかに反映することで航海訓練の質の向上に努めている。</p> <p>特に内航社船実習の導入に向け、海技教育機構と連携し練習船実習と座学で共有できる教材・教本について検討を行っている。</p>	<p>○海運業界、船員教育機関等との意見交換会及び海運業界等の関係者による航海訓練の現場視察機会の回数を前年度より大幅に増加させたうえに、そこで得られた知見を教育研究プログラムに順次着実に導入し、実習訓練の質的向上に反映させていることは、優れた成果として評価できる。</p>
<p>(h) 実習生による訓練評価等</p> <p>① 実習生による訓練評価に加え、航海訓練課程を修了した海運業界の海技者による訓練評価を新たに行うことにより、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。</p> <p>② これまでの訓練評価を分析・検証したうえで、訓練資質基準システムに基づき実施してきたマネジメントレビューの改善を図るため、評価の対象内容及び実施回数等を見直し、一層効果的な訓練評価の実施を図る。</p>	<p>(h) 実習生による訓練評価等</p> <p>① 実習生及び当所の練習船実習を修了した海技者による訓練評価を行い、訓練の質の向上及び改善を図る。</p> <p>② これまで実施した訓練評価の検証結果を踏まえ、QSS（STCW条約に基づく資質基準制度）のマネジメントレビューに活用する。</p>	<p>A</p>	<p>(h) 実習生による訓練評価等</p> <p>実習生へのアンケート調査及び練習船実習を修了した海技者61名による訓練評価を実施し、個別訓練及び実習訓練全般について満足度を把握し的確に訓練への反映することにより、訓練の質の向上及び改善を図っている。</p> <p>また、訓練評価から得られた自由意見、教官の指導状況、実習内容をQSSマネジメントレビューに反映させ、各練習船において効果的に実習に取り入れている。</p>	

<p>(i) 職員研修</p> <p>① 職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置及び業務の効率化に資するため、職務別及び階層別に体系付けた職員研修計画を適切・確実に実行する。</p> <p>② 外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を推進し、期間中延べ550名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。</p> <p>③ また、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、計画的に世界海事大学等の教育研究機関に留学させることを検討する。</p>	<p>(i) 職員研修</p> <p>職務別・階層別に応じた職員研修計画を作成し、内航船における乗船研修等の外部研修及び外部研修を修了した航海訓練所職員が他の職員に対して実施する研修を含め、延べ110名以上の職員に対し実施する。</p>	<p>A</p>	<p>(i) 職員研修</p> <p>体系化された職員研修プログラムに基づき、職務別・職域別に年度計画を策定し、延べ241名（行政職の職員4名、海技職及び教育職の職員237名）に対して職員研修を実施している。また、研修で得た知識・技能等の成果を実習の場で反映している。</p>	
<p>(j) 安全管理の推進</p> <p>① 安全管理システム（SMS）及び船舶保安のシステムに基づく監査・審査の結果の反映を含め、定期的にそれらのシステムの点検・見直しを行うことにより、システムの維持・改善を図り、もって船舶安全運航の確保、海洋環境の保護、及び船舶保安の維持を図る。</p> <p>② 国際安全管理規則（ISM コード）の改正に伴い、SMS に新たに導入したリスクアセスメント、及びSMS に基づく報告文書（ヒヤリハット報告等）の情報の分析結果の活用等を適切に実施し、自己点検・リスク管理の更なる向上を図ることにより、適正な安全管理を推進する。</p> <p>③ 台風接近時等自然災害の発生する恐れのある状況における陸上からの支援について、情報通信技術を有効活用した練習船隊支援体制の強化・定着を図る。</p>	<p>(j) 安全管理の推進</p> <p>① 安全管理システム（SMS）及びISPSによる船舶運航の安全、海洋環境の保護及び船舶保安に係る管理体制の点検・見直しを行い、当該体制の維持・向上を図る。</p> <p>② SMSに基づく報告文書（ヒヤリハット報告等）を分析し、類似したトラブル事象の再発防止を目指すため、安全教育資料（平成23年から導入）を作成して職員研修に活用する等の取組を推進する。</p> <p>③ 安全対策を強化するため、各種船上作業、ヒヤリハット事例やリスクアセスメントの結果から、作業手順書等を改善する。</p> <p>④ 津波等大規模災害発生時における船・陸間の通信手段について、合同演習等を通じて確立した手段を検</p>	<p>A</p>	<p>(j) 安全管理の推進</p> <p>安全管理等の体制について、以下の取組により一層の充実・強化を図っている。</p> <p>① 安全管理体制及び船舶保安体制について、監査計画に基づく監査の実施及び定期的な規程の見直しにより、システムの維持・改善を図っている。</p> <p>② 「ヒヤリハット強化月間」を設けるとともに、ヒヤリハット事例を分析し、安全教育資料として役立てている。また、インシデント情報をタイムリーに発信し、事故情報の共有化を図っている。</p> <p>③ ヒヤリハット事例の分析やリスクアセスメントの実施により、バウスラスト試運転要領、ステージボードを用いたファンネル塗装作業の作業手順を改善するなど、安全対策の強化に努めている。</p> <p>④ 大規模災害発生への対応のため、緊急連</p>	

<p>④ 緊急事態を想定した組織としての演習について、国内外の発生場所や事態の多様性を考慮するほか、他の組織との合同演習を視野に、その内容を充実・強化し、緊急事態の対応能力の向上を図る。</p> <p>⑤ 毎年新たな目標を定めて策定する健康保持増進計画に基づく活動を推進し、練習船乗組員の自主的な健康管理を支援する体制を充実する。また、乗組員・実習生の「心の病」を予防するため、メンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。</p>	<p>証する。また、東日本大震災の事例を踏まえ、長期上陸中の実習生の安否確認についてもその手段を検証する。</p> <p>⑤ 緊急事態を想定した練習船と陸上組織による合同演習を、外部機関との連携を視野に入れて企画・実施する。</p> <p>⑥ 職員の安全意識の向上を図るため、海運会社と連携した安全運航促進のための協定を継続し、意見交換等から得た情報を練習船の安全管理に活用する。</p> <p>⑦ 実習生及び職員に対する健康指導の充実を図るための健康保持増進活動計画を策定し実行する。 また、心理相談等の体制整備及びカウンセラー育成研修の受講等を継続する。</p>	<p>(A)</p>	<p>絡カードによる安否確認訓練、イリジウム衛星携帯電話による通信訓練を実施し、有効性について確認している。</p> <p>⑤ 海上保安庁や消防局等と連携し、緊急事態を想定した練習船と外部機関を含めた陸上組織による合同演習を行っている。</p> <p>⑥ 商船三井フェリー(株)との安全運航促進のための協定を継続して結び、安全運航やヒューマンエラー防止等に関する意見交換を行い、相互に安全に対する意識を高めるとともに、意見交換で得られた有益な情報を当所における「安全・環境保護基準」に反映している。</p> <p>⑦ 国が指導する船員災害防止計画の策定のほか、インフルエンザ等の感染症予防及び生活習慣病予防を中心とした健康保持増進実施計画を策定し、組織的に活動している。 また、船内の心理相談窓口として産業カウンセラー有資格者を練習船に効果的に配置するほか、外部専門家による訪船カウンセリングの実施など、実習生及び乗組員に対するメンタルヘルスケアの体制維持に努めている。</p>	
<p>(2) 研究の実施</p>				
<p>(a) 研究件数 研究件数については、期間中に独自研究30件程度、共同研究25件程度を実施する。</p>	<p>(a) 研究件数 期間中、独自研究については16件程度、共同研究については14件程度を実施する。</p>	<p>A</p>	<p>(a) 研究件数 「調査研究専門部会」での審査、承認及び評価を受け、独自研究21件（新規4件、継続17件）、共同研究14件（新規2件、継続12件）の計35件の研究を実施している。</p>	

<p>(b) 研究活動の活性化 第2期中期目標期間中に導入した研究成果の指標による年度毎の研究評価を確実に実施し、また、船員教育機関及び外部研究機関との研究交流の推進等により、研究活動を一層活性化化する。</p>	<p>(b) 研究活動の活性化 研究成果について、指標により年度評価として結果を示すとともに、研究成果を航海訓練及び練習船運航に活用することにより、研究活動を一層活性化する。 船員教育機関及び外部研究機関との研究交流を推進するため、関連機関との研究活動に関する意見交換、その他学術論文のデータベースの活用を図る。</p>	<p>S</p>	<p>(b) 研究活動の活性化 当所及び独立行政法人海上技術安全研究所との共同研究の成果として開発された「(微細油粒対応)油水分離装置」が、新規特許として登録され、既存の2件と合わせ3件の特許を保有している。 研究成果の指標に基づき各研究課題を年度ごとに評価し、進捗状況の把握や必要な助言により研究活動の一層の活性化を図るとともに、紋別港湾事情やERM訓練評価方法などの研究成果を練習船運航に活用している。 外部機関の共同研究者との打合せのほか、各種シンポジウムや学会発表会等へ34件延べ67名が参画し、研究活動に関する積極的な情報収集及び意見交換を実施するとともに、学術検索ナビゲータの活用により研究に関する知見を深めるよう努めている。</p>	<p>○独立行政法人海上技術安全研究所との共同研究の成果として開発された「(微細油粒対応)油水分離装置」が、汎用性・操作簡便性・省力性を備えた新規特許として登録されたことは、研究活動活性化の優れた成果として評価できる。 ○研究件数とあわせ、活発な研究活動が行われていると認められ、研究の組織風土が高まっていることは評価できる。 ○今後とも、研究結果を練習船運航に大いに活用され、研究活動の一層の活性化を図ることを期待する。</p>
<p>(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進</p>				
<p>(a) 技術移転等の推進 ① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の教育・研究機関等から、期間中に15機関程度、合計300名程度の研修員を受け入れ、船舶運航技術、船員教育訓練及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を積極的に実施する。 ② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に5名程度の船員教育専門家を派遣する。 ③ 関係委員会の要請に応じ、専</p>	<p>(a) 技術移転等の推進に関する業務 ① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10機関程度から合計60名程度の研修員を受け入れる。 海外の船員教育関係機関からの研修員受入に関する研修ガイドラインを構築する。 ② アジア人船員国際共同養成プロジェクト、承認船員制度に基づくフィリピン・マニラ等における無線講習等、国の施策、海外の政府機関、海事機関等の要請に応じ、職員を派遣する。</p>	<p>A</p>	<p>(a) 技術移転等の推進に関する業務 技術移転等の推進に関し、以下の取組を行っている。 ① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等、12機関から合計217名の研修員を受け入れている。また、ODA研修のガイドラインを作成し研修の標準化を図っている。 ② 国の施策、外国政府機関等の養成に応じ、アジア人船員国際共同養成プロジェクトによりフィリピンに延べ4名、外国海技資格の承認制度に基づく無線講習のためフィリピン、インド、ブルガリアに延べ8</p>	

<p>門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度の職員を派遣する。</p> <p>特に、IMOの船員教育に係る委員会等に、継続して、期間中に6件程度の船員教育専門家を派遣し、知見の活用と他国との連携を図る。また、これまで築いた海外とのネットワークを活用した交流を図り、国際的連携を深める。</p>	<p>③ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員等として延べ19名程度の職員を派遣する。</p> <p>国際的連携を深めるため、船員に関する国際会議等への職員の派遣、組織または職員が構築した海外とのネットワークを活用した交流等を継続的に実施する。</p>		<p>名の職員を派遣している。</p> <p>③ 学術学会や行政機関等の関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として47委員会に延べ54名を派遣している。</p> <p>また、国際会議としてIMO・STW43及びMSC91にそれぞれ1名の職員を派遣するとともに、Global-MET年次総会に参加し、当所における訓練評価手法を発表している。</p>	
<p>(b) 研究成果等の普及・活用</p> <p>① 研究成果の普及・活用を推進するため、定期的に刊行物として公開するほか、航海訓練所のホームページにその概要を掲載する。</p> <p>② 研究成果の積極的な情報開示に努め、国内外の船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。また、船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関して、練習船で取り組むことが可能な研究については、積極的に船員教育機関等と提携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。</p> <p>③ 30件程度の論文発表並びに30件程度の学会発表を行う。</p>	<p>(b) 研究成果等の普及・活用</p> <p>① 研究成果について、研究発表会の開催、定期刊行物(調査研究時報)の発行、ホームページへの情報掲載等により外部に積極的な情報発信を実施する。</p> <p>② 船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマについて、練習船を活用した諸データ及びその解析結果等を外部機関に提供する。</p> <p>③ 6件程度の論文発表及び6件程度の学会発表を行う。</p>	A	<p>(b) 研究成果等の普及・活用</p> <p>海運会社、海事研究機関等から37名の出席を受け、研究発表会を開催し9件の研究成果を発表するとともに、調査研究時報の関連機関等への配布や研究報告等のホームページへの掲載により外部へ発信している。</p> <p>前年度実施した「船舶防汚塗装からの防汚剤の溶出速度と付着生物に関する調査」の解析結果を海上技術安全研究所での研究発表会で公表したほか、共同研究3件について、練習船を活用した実船実験を行い、公表に向けたデータ解析を行うなど、研究成果の他研究機関への寄与に努めている。</p> <p>論文発表10件(うち査読4件)、学会発表9件を行い、外部の評価を受けている。</p>	
<p>(c) 海事思想普及等の推進</p> <p>国民の海への関心を高め、国民生活を支える海上輸送、それを担う海運及び海運を支える船員の重要性や、航海訓練を含む船員教育の意義・役割に対する理解を深めるための活動について、国土交通省、船員教育機関、関</p>	<p>(c) 海事思想普及等の推進</p> <p>① 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに参加し、練習船の寄港地における一般公開を12回程度実施する。</p> <p>特に2012年は、韓国・麗水博覧</p>	A	<p>(c) 海事思想普及等の推進</p> <p>海事産業の次世代人材確保等のため、海事広報に関して以下の取組を行っている。</p> <p>① 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに練習船を派遣し、一般公開を</p>	<p>〇8万人近くを集めた一般公開をはじめ、シップスクールや訪問海洋教室、体験航海など数多くの広報活動を着実にやっている。</p>

<p>連業界・団体等との連携強化を含め、より効果的な方策を企画し、推進する。</p> <p>① 国や地方自治体等が主催する各種イベント等への、集客力の高い練習船の積極的参加等により、国又は地域等との連携を図りつつ、社会・経済活動への寄与をも視野に入れた活動を推進する。具体的には、一般公開及びシップスクール（練習船見学会を含む）を年45回程度実施する。</p> <p>② 学校教育及び社会教育にて行われる海洋に関する教育と連携した、練習船上における、参加・体験型の活動を企画し、推進する。</p> <p>③ マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、組織の業務計画、実績、業績評価等を広く一般に発信する。併せて広報コミュニケーション活動を推進する。</p>	<p>会へ海王丸が参加する機会を捉えて、日韓の友好親善を深め、我が国の海事広報を実施する。</p> <p>② 小中学生を対象とする学校教育と連携した海や船に親しむ体験型のシップスクール等の活動を33回程度実施する。また、各種イベントに海事広報ブースを出展する活動を実施する。</p> <p>③ 海王丸において青少年等の体験型イベント・体験航海を実施する。</p> <p>④ 業務運営に関する情報は、昨年度に機能を充実させたホームページ等を利用するとともに、広報誌等を活用して広く国民に発信する。</p> <p>⑤ 航海訓練所の業務に係る関係する団体・個人との広報コミュニケーションを推進し、海事分野の人材確保・育成に関する連携に取り組む。</p>	<p>(A)</p>	<p>23回（見学者合計 77,691名）実施している。また、韓国の麗水国際博覧会に海王丸を派遣し、一般公開の他、現地全南大学学生の特別見学を通じて我が国の海事広報を行うとともに日韓友好親善に努めている。</p> <p>② 海や船に親しむ活動として、小学校などへの訪問型海洋教室、練習船を活用したオープンキャンパスや見学会などのシップスクールを計49回（参加者 2,297名）開催し、より多くの方々に船員及び船舶に関する情報提供を行っている。</p> <p>また、一般公開に合わせ、シップ・オペレーションツアー（船員の仕事や船舶運航の理解を目的とした体験型海洋教室）を独自に企画し実施している。</p> <p>③ 海王丸において、青少年等の体験型イベントとして中学生を対象とした「動く海洋教室」1回（40名）、海洋教室2回（101名）を実施したほか、体験航海として遠洋航海2回（18名）、国内航海5回（74名）を実施している。</p> <p>④ 業務実績や年度計画の公表をはじめとするホームページの活用や SNS による練習船からの情報発信、広報誌 NIST の発行（3回各 2,000部）の発行を通して、広報コミュニケーションを推進するとともに、寄せられた意見等を踏まえ活動の企画や活動内容の改善を図っている。</p> <p>⑤ 船員教育機関のオープンキャンパスと連携した練習船見学会を実施することにより、入学者募集数の増加に寄与している。また、国の施策に係る活動（若年船員確保育成事業）に練習船を派遣し、海</p>	
---	---	------------	---	--

			事分野の人材確保・育成に取り組んでいる。	
(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化	(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化		(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化	
<p>① 自己点検・評価体制を構成する様々な仕組みごとに有する監査・調査機能の確実な発揮、仕組みの相互連携強化、その体制自体の定期的な見直し、及びより積極的な外部知見の活用を図るとともに、中期計画等に基づく業務の実績に係るモニタリング機能を強化することにより、内部評価委員会を充実・強化する。</p> <p>② 全ての職員が、その体制を構成する仕組みの、いずれかに直接携わっていることについて、周知・確認するとともに、意見・提案等を求めることを推進する。</p> <p>③ 倫理・コンプライアンスに係る教育の計画的な実施等、その充実を図る。</p> <p>④ 上記各項の確実な実施により、組織の意思決定プロセスの強化を含め、内部統制・ガバナンスの強化を図り、もって組織の目的の効果的かつ効率的な達成を図る。</p>	<p>以下の各項の確実な実施により、内部統制・ガバナンスの充実・強化を図る。</p> <p>① 業務運営における監査・調査の自己点検・評価体制の仕組みを確実に機能させるとともに、業務運営に関するモニタリングを実施する。さらに、内部評価委員会やその下部組織である「業務推進・活性化委員会」を活用し、それらの仕組みの相互連携による業務の検証、改善を実施する。</p> <p>② 全職員が、自己点検・評価体制の一員として機能し、業務の点検、評価を通じて意見・提案を行うことを引き続き推進する。</p> <p>③ 倫理・コンプライアンスに係る教育を職員研修等により計画的に実施する。</p>	A	<p>理事長による教育査察、航海訓練の資質基準（QSS）・安全管理（SMS）・船舶保安（ISPS）等の自己点検・評価システムなど、監査・調査の仕組みを確実に機能させるとともに、監事による監査機能の強化、内部評価委員会や業務推進・活性化委員会の開催など業務実績のモニタリングを的確に実施し、業務を検証し改善に努めている。</p> <p>練習船における月1回の安全衛生パトロールの実施、陸上組織における業務改善提案など、全職員が自己点検・評価体制の一員として機能する活動を推進し、業務の改善に取り組んでいる。</p> <p>新採用研修・昇任研修、練習船での安全衛生教育等において、「コンプライアンス・マニュアル」を活用した研修を行っている。</p>	
(5) 業務運営の情報化・電子化の取組	(5) 業務運営の情報化・電子化の取組		(5) 業務運営の情報化・電子化の取組	
<p>練習船と陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークを一層活用した業務運営の効率化を図るため、業務運営の情報化・電子化を推進する。その推進にあたっては、情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>① 情報セキュリティポリシーを踏まえ、練習船と陸上を繋ぐ情報通信ネットワーク等の活用による業務運営の情報化・電子化に取り組むことにより業務の効率化を推進する。</p> <p>② 電子媒体による海事に関する情報提供、証明書の発行手続等を進め、国民へのサービスを円滑に提供する。</p>	S	<p>情報セキュリティポリシーを踏まえ、従来のネットワークシステムからクラウドに移行し、災害等で本所の事務機能を喪失しても業務運営が可能となるシステムを構築している。システムのクラウド化の結果、迅速な情報共有を可能にするとともに、システム経費の節約（年間約 540 万円）及び紙媒体の資料の削減（A4換算で約 36,000 枚）を行うことができている。</p> <p>ホームページを活用した情報提供のほか、</p>	<p>○練習船と陸上を繋ぐ情報通信ネットワークのクラウド化によって、SSL等による通信の保護、再セットアップ作業の軽減、コストの節約、BCP対応化達成の成果を得たことは優れた活動として評価できる。とりわけクラウド化による迅速な情報の共有化は災害時における業務運営の継続を支えるものであり、大きな意義がある。</p>

	③ 業務運営における情報セキュリティに関する教育及びその実績報告の体系化を図る。		Facebook や Twitter などの SNS を用いた情報発信を積極的に行い、閲覧者の増加を図っている。また、電子申請による証明書等の発行手続（27 件）を行っている。 情報セキュリティの脅威が日々増している現状を踏まえ、職員の階層別に作成した本所及び練習船共通のセキュリティ教材を活用し、職員に対する定期的なセキュリティ教育を実施し、セキュリティに対する意識の徹底に努めるとともに、セキュリティ教育の体系化を図っている。	
3. 予算、収支計画及び資金計画				
(1) 自己収入の確保	(1) 自己収入の確保		(1) 自己収入の確保	
<p>組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。</p> <p>具体的には、以下の事項について実施する。</p> <p>① 訓練受託費について、船員教育機関との協議のうえで段階的な引き上げを図る。（平成27年度11,000円）</p> <p>② 教科書等の販売等を開始する。</p> <p>③ 運航実務研修の研修受託費を引き上げる。</p> <p>④ 外航海運会社に加え、内航海運会社等についても受益者負担の在り方を検討する。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成22年12月7日、閣議決定）を踏まえ、以下により自己収入の確保を図る。</p> <p>① 船員教育機関との協議のうえ、訓練受託費の段階的引き上げを実施する。（平成24年度 8,000円/人・月）</p> <p>② 教科参考資料等の販売を実施する。</p> <p>③ 運航実務研修の研修受託費の今後の引き上げについて検討する。</p> <p>④ 船員教育の見直しを踏まえ、船員教育機関及び関連業界との間で受益者負担のあり方について、引き続き検討する。</p>	A	<p>「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」を踏まえ、以下のとおり自己収入の確保を図っている。</p> <p>① 平成24年度の訓練受託費を8,000円/人・月（1,000円増）に引き上げ</p> <p>② 教科参考資料等について、実習生及び外部に対して販売するとともに、一部を書籍化して平成25年度から書店にて一般販売できる体制を整備している。</p> <p>③ 運航実務研修の研修受託費を平成25年度から8,700円/人・日（4,700円増）に引き上げることを決定。また、研修等で練習船の施設を使用する際、施設使用料を徴収できるよう内規を改定している。</p> <p>④ 受益者負担のあり方について、受益者負担に関する具体的な実施計画を策定するとともに、今後のあり方について引き続き関係機関との検討を行っている。</p>	

(2) 予算 [人件費の見積り] 期間中総額15,797百万円を支出する。 但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	(2) 予算 [人件費の見積り] 年度中総額3,281百万円を支出する。 但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	A	(2) 予算 予算は、計画にしたがい適正に執行されており、監事による業務監査、会計監査及び会計監査法人による会計監査が実施されている。 年度中人件費の総額は、2,836百万円であった。	
(3) 期間中の収支計画	年度計画 参照			
(4) 期間中の資金計画	年度計画 参照			
4. 短期借入金の限度額				
予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200百万円とする。	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200百万円とする。	—	平成24年度において、短期借入金は発生していない。 ※評価の対象とならない。	—
5. 重要な財産の処分等に関する計画				
期間中に整備を計画している内航用練習船の建造状況を勘案し、次の処分を計画する。 (財産の内容) 練習船「大成丸(5,887ト)」	なし	—	—	—
6. 剰余金の使途			—	
期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。 (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進 (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足	期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。 (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進 (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足	—	今期における剰余金1百万円は、独立行政法人通則法第44条第1項の積立金として処理している。 ※評価の対象とならない。	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
(1) 施設・設備に関する計画	(1) 施設・設備に関する計画		(1) 施設・設備に関する計画	

<p>組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p> <p>特に内航用練習船の導入に当たっては、建造費の抑制とともに、建造に係る業務運営の効率化に努める。</p> <p>① 航海訓練の実施に必要な内航用練習船の建造を行う。</p> <p>② 海技士養成に必要な訓練の機材・設備の整備を図る。</p>	<p>組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p> <table border="1" data-bbox="553 242 931 443"> <thead> <tr> <th>施設設備の内容</th> <th>予算額 (百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航海訓練所練習船「大成丸」の代船</td> <td>450</td> <td>独立行政法人航海訓練所 船舶建造費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(a) 大成丸代船建造調査委員会の結果に基づく基本構想、使用、概念設計等を踏まえた内航用練習船の建造に向けた契約手続きに着手する。内航用練習船の建造に係る業務に当たっては、建造費の抑制とともに、建造に係る業務運営の効率化に努める。</p>	施設設備の内容	予算額 (百万円)	財源	航海訓練所練習船「大成丸」の代船	450	独立行政法人航海訓練所 船舶建造費補助金	A	<p>組織の目的の確実な達成のため、中・長期的な整備計画に基づき、大成丸の代船となる内航用練習船について、基本設計等を検証のうえ建造に着手し、平成25年1月から船殻工事を開始している。また、建造監督室を三井造船玉野事業所に移し、本格的な監督業務を開始している。</p>	
施設設備の内容	予算額 (百万円)	財源								
航海訓練所練習船「大成丸」の代船	450	独立行政法人航海訓練所 船舶建造費補助金								
(2) 保有資産の検証・見直し	(2) 保有資産の検証・見直し		(2) 保有資産の検証・見直し							
<p>保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。</p>	<p>保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。</p>	A	<p>実習生乗船率等の指標を用いた施設活用の評価を行い、現在保有する施設等が事務・事業を実施する上で必要なものであることを検証している。</p> <p>新たに取得した1件を含む特許権3件について、航海訓練及び船舶運航技術に欠かせないものとして保有を継続している。</p>							
(3) 人事に関する計画	(3) 人事に関する計画		(3) 人事に関する計画							
<p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、総人件費についても、「簡素で</p>	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、総人件費についても、「簡素で</p>	A	<p>国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に基づき、給与減額措置を役職員の給与に適用し、役職員給与の適正化に対応している。この結果、平成24年度の人件費削減率は8.7%となり、着実に目標を達成している。</p> <p>なお、給与水準を示すラスパイレス係数は104.2となっているが、事務職員の給与水準公表対象が15名と少なく、一人の給</p>							

<p>効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。</p>	<p>く平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。</p>		<p>与変動が全体の指数に大きな影響を与えることが原因であり、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持に努めている。</p>	
<p>(4) その他</p>	<p>(4) その他</p>		<p>(4) その他</p>	
<p>中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を図る。</p>	<p>中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を図る。 また、独立行政法人制度の見直しに伴う必要な措置について、国及び海技教育機構と検討を行い、適切に対応する。</p>	<p>A</p>	<p>船員養成規模・体制、船員教育の見直し及び独立行政法人制度に関し、以下の取組を行っている。</p> <p>① 業務推進・活性化委員会を活用し、「航海訓練のあり方検討ワーキンググループ」を立ち上げ、航海訓練の目標や環境整備に係る問題について検討を行っている。</p> <p>② 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を受け、海技教育機構との統合に向け、ワーキンググループを立ち上げ、新法人における企画・経営機能の強化、教育訓練の一体的運用等について検討を行っている。 なお、平成25年1月24日の閣議決定において、統合が当面凍結されたことを受け、今後の対応については、国及び海技教育機構と調整を行いながら、適切に対応することとしている。</p>	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評価の分布状況（項目数合計：26項目） （26項目）

SS	0項目	
S	3項目	<input type="text" value="3"/>
A	23項目	<input type="text" value="23"/>
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- 法人全体としての業務実績は、着実な実施状況にあると認められる。
- 海運業界及び船員教育機関等との意見交換会や航海訓練の現場視察の機会を通じて得られた知見を教育研究プログラムに順次着実に導入していることは、優れた成果として評価できる。
- 国際条約に基づく適切な対応も実施され、ガバナンスの充実に努めている。
- 予算と人員が、毎年削減されるという厳しい状況の中で、航海訓練、研究の面で着実に成果を上げていることは評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 今後は内航船員を養成するための訓練プログラムの実施と検証が重要である。
- 法人の使命を果たすための根幹業務は「航海訓練」である。適切な航海日数とされている月平均7日程度を確実に実行するため、重要課題として取り組むことが望まれる。
- 練習船でなくてはできない実習に重点をあて集中して教育されたい。
- 燃料代の高騰に対応して、より効率のよい訓練を実施することが望まれる。

（その他）

総合評価 （SS，S，A，B，Cの5段階） <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">A</div>	（評定理由） 法人の業務実績は、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
---	---

平成24年度業務実績評価調書 別紙

政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」への対応について

法人名 航海訓練所

	実績	評価
1 政府方針等		
○ 「平成23 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23 年12 月9日政委第27 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	該当なし	
○ 「平成23 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25 年1 月21 日政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	① 内部統制の充実・強化 業務実績評価調書「2. (4)内部統制・コンプライアンスの充実・強化」に記載	
	② 保有資産の見直し 業務実績評価調書「7. (2)保有資産の検証・見直し」に記載	
	③ 評価指標の妥当性 平成24年度計画の妥当性を中期計画と照らし合わせ確認し、中期計画との乖離が若干見受けられる箇所については、中期計画を基本として評価した。	評価指標の妥当性を確認し、中期計画を基本として評価しており、適切であると認められる。
	④ 実習生による訓練評価等 実習生及び練習船実習を修了した海技者による訓練評価を引き続き行い、その評価結果により実習訓練の改善を図るとともに、QSSマネジメントレビューにも反映させた。	実習生等による訓練評価について内容を見直しのうえ、その評価結果を各練習船における実習訓練に効果的に取り入れており、取組は適切と認められる。
	⑤ 一般管理費及び業務経費 一般管理費及び業務経費についての評価指標について、平成24年度は年度計画に則り対前年度比とした。	平成24年度においては年度計画に則って対前年度比としており、適切であると認められる。
	⑥ 航海訓練所の航海訓練事業について、受益者負担に関する策定 受益者負担に関する具体的な実施計画を国及び関係機関と協議の上策定している。	関係機関との協議のうえ、具体的な計画を策定しており、法人の取組は適切であると認められる。
○ 政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項について、その進捗状況を明らかにした上での評価。	該当なし	
2 財務状況		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	当期総利益の主な発生要因は、人件費の執行残によるものであり、業務運営に影響を及ぼしていない。	人事院勧告に準拠した義務的経費に係る執行残であることから、適正に実施しており、法人の取組みは適切と認められる。
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	利益剰余金2,804千円は、人件費の執行残によるものであり、資産合計の0.00%未満にあたるため、過大な利益となっていない。	人事院勧告に準拠した義務的経費に係る執行残であることから、適正に実施しており、法人の取組みは適切と認められる。

	実績	評価
3 保有資産の管理・運用等		
○ 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上での評価。	該当なし	
○ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用取組状況を明らかにした上での評価。	該当なし	
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	特許権については、航海訓練所職務発明規程に基づき審査会を開催し、その妥当性、必要性等について審議することとしている。(平成24年度実績なし)また、業務推進・活性化委員会の場等を活用し、教科参考資料等の知的財産の書籍化について検討した。	知的財産に関する規程は定められている。また、知的財産の活用推進等については、業務推進・活性化委員会の場等を活用し、定期的に検討を行っており、取組は適切と認められる。
4 人件費管理		
○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、厳格なチェック ・給与水準の高い理由及び講ずる措置について、法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。	平成24年度における当所の給与水準を示すラスパイルズ指数は104.2であるが、給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組んでいる。	法人の総人件費抑制に向けた取り組みは目標達成に向けて適切に行われており、着実な実施状況であると認められる。
○ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況のチェック。	【会計課】 ・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 98% (国からの財政支出額 5,738,084千円、支出予算の総額 5,855,801千円 平成24年度予算) ・累積欠損額 0円(平成23年度決算) 【総務課】 給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組んでいる。	国に準じて適切に実施されており、取組は適切と認められる。
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	中期計画に掲げる「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく人件費5%以上の削減については、定年退職後の不補充及び人事異動に伴う新陳代謝により平成18年度に達成している。 法人の給与水準は、国家公務員に準拠しており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直し、人事院勧告に基づく給与改定及び給与減額支給措置を適切に行っており、引き続き国に準じて適正な給与水準が図られるよう取り組んでいる。	国に準じて適切に実施されており、取組は適切と認められる。
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	福利厚生費については、国に準じた支出となっており、事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から適切に行なった。	国に準じた適切な実施であると認められる。

	実績	評価
5 契約		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	契約に係る規程類については、独立行政法人航海訓練所会計規程の定めるところにより原則競争入札としており、独立行政法人航海訓練所契約事務取扱細則にて事務手続きを行っている。また、随意契約によることが出来る場合でも、企画競争、公募手続き、簡易入札制度に関する取扱要領を定め、競争性のある契約に努めている。	契約に関する規程類は整備されており、それに基づき運用されており、適切と認められる。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	契約に係る体制については、独立行政法人航海訓練所会計事務取扱細則に基づき、少額の案件を除き、契約要求書全てを理事長まで決済を取り、競争入札を原則とした契約を行っている。また、航海訓練所内部に契約審査委員会を設け、必要に応じて審査を行うこととしている。	契約事務手続の体制は整備されており、適切に審査、執行されていると認められる。
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	「随意契約見直し計画」については、やむを得ないものを除き競争入札にて契約することとしており、少額以外の案件で競争性のある契約が占める割合は、件数ベースで約95%、金額ベースで約99%といずれも「随意契約見直し計画」の見直し後の割合を上回っている。更に、一者応札・一者応募の案件については、入札公告、仕様書等の改善の余地の有無を、その都度検討している。また、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった案件を中心に、外部有識者による契約監視委員会において審議に諮り点検を実施している。	「随意契約見直し計画」の実施状況については、着実に実施されており、取組は適切と認められる。
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	個々の契約については、競争参加資格の拡充、入札公告の複数箇所の掲示(ホームページ、屋外掲示板、所内掲示板)を行うことにより競争性の確保に努めている。また、少額案件を除き競争契約の結果の公表、随意契約の情報をホームページにて公表するとともに、契約監視委員会においてその都度審議に諮り点検を実施している。	個々の契約は、競争参加資格の拡充及び公表により、競争性・透明性を確保に努めており、取組は適切と認められる。
6 内部統制		
○ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価。	航海訓練業務の効率化にあたり、燃料費高騰など社会状況の変動に対応するため、所内に「航海訓練のあり方」を検討するワーキンググループを立ち上げ、航海訓練規模等について検討を行った。	実習訓練の実施にあたり、社会情勢により変動する燃料油価格を重大なリスクとして認識し、対処すべき手段を講じており、取組は適切と認められる。